

(第 18 回)

United GIPs セミナーのご案内



メインタイトル

拝啓

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊グループ事務所のミュンヘン事務所（GLOBAL IP Europe）に所属するメンバーを講師とした所内・セミナーを開催致します。

日本とヨーロッパの特許実務の違いを確認する上で有意義なセミナーとなるよう企画しておりますので、ご多用とは存じますが、お繰り合わせの上、出席下さいますようご案内申し上げます。

敬具

2014年6月 吉日

新樹グローバル・アイピー特許業務法人
代表弁理士：村井康司

1. セミナー概要

テーマ：EPCにおける補正の制限を考慮した明細書の記載

ヨーロッパ特許庁での権利化の過程で直面する問題の一つとして、補正の要件の厳しさが挙げられます。異なる言語を有する加盟国により成立している EPC では、審査官は自分の母国語以外の言語で審査することが多々あります。この言語背景は補正の制限に大きく影響し、「当初明細書に開示されている範囲」の解釈と運用において、日本の実務と対比した場合に大きな違いが見られます。日本やアメリカでは許された補正なのに、なぜ EP では許されないんだろう・・・と言う経験をお持ちの方は多いのではないのでしょうか。

一方、将来の引例も見通してありとあらゆる情報を明細書に開示しておくことは現実には難しいものの、クレームや明細書の開示に工夫を凝らすことで、将来の補正の可能性に幅を持たせることは可能です。将来の EP 領域移行を予定して PCT 出願をする際や、日本出願明細書の翻訳文をパリルートで EP 出願する場合、EP のプラクティスを考慮した明細書を最初から作成しておくことが、後の補正の幅を広げ、権利化を容易にします。

本セミナーでは、EPO の補正要件の中でも日本の実務家が実務において見落としがちな補正要件をご紹介します。さらに、明細書を書く際に EPO の補正の要件を考慮してどのように開示の幅を広げるべきかについて、実例を用いて具体的にご説明します。実例は構造物を用いますが、どの技術分野の方にもお分かり頂ける内容です。

2. セミナーの内容（予定）

第一部

日本の実務家が見落としがちな EPO での補正の制限について説明します。補正の可否を示す具体例についてご紹介し、補正の制限についての EPO の基本的な考え方を説明します。補正の根拠箇所による補正のリスクの違いについても説明します。

第二部

第一部で紹介した補正の制限についての基本的考え方を踏まえた上で、開示の幅を広げるための明細書の記載の仕方について、モデル例および実例を挙げて説明します。

<セミナー対象者>

本セミナーは、外国出願（特にヨーロッパ出願）の権利化業務に携わる特許実務担当者を対象とするものです。

◎講義は主に日本語で行います。

2. セミナー開催情報

日 時：2014年6月17日（火） 16:00～17:00 （開場15:30）

場 所：（新樹GIP所在地）

〒530-0054 大阪市北区南森町 1-4-19

サウスホレストビル6F 会議室

参加費： 無 料

講 師：

アンドリュース ハーズ・・・ドイツ・UK・欧州特許弁理士(GLOBAL IP Europe)

稲積 朋子・・・日本弁理士、欧州特許弁理士(GLOBAL IP Europe)

(GLOBAL IP Europe・・・<http://www.giplaw-europe.com/>)

3. 参加申込方法

以下の（出席者様情報）及び（本セミナーに期待されること）をご記入の上、彦野友子（yhikono@giplaw-osaka.co.jp）へお送りください。

第18回 United GIPs セミナー

「EPCにおける補正の制限を考慮した明細書の記載」

日時：2014年6月17日（火） 16:00～17:00

（出席者様情報）

- ・ ご所属（会社名）：
- ・ お名前（カタカナ）：
- ・ Email アドレス：

（本セミナーへの参加目的）

- ・ 本セミナーに期待されていることを教えてください。

（受講受付後の弊社からのご連絡）

本セミナーでは、受講票の発行は行いません。受付後、お申し込み頂きました E-mail アドレスに受付確認のご連絡を差し上げます。

以上

お申し込みをお待ちいたしております。

<主催>新樹グローバル・アイピー特許業務法人（セミナー受付：彦野、中川）

〒530-0054 大阪市北区南森町 1-4-19 サウスホレストビル 11F

Tel. 06-6316-5533 Fax. 06-6316-5544